

### 第四三回

#### 参第二九号

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一部を改正する法律（案）

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律（昭和三十年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政令で定めるその介護者」を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者並びに政令で定めるそれらの介護者」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

## 理 由

現に医療を要する状態にある原子爆弾の被爆者で、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けているもの及びその介護者は、日本国有鉄道の鉄道及び連絡船に、運賃を支払うことなく乗車又は乗船することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約四百五十万円の見込みである。